



広報

# げいほく



1997  
**2**  
No.356

## 防火もちつき大会

1月29日(水)町民文化ホールで町内3保育所が一緒に「防火もちつき大会」を行いました。

山県西部消防署や保護者のみなさんに手伝ってもらってつきあげたお餅は、早速ぜんざいやきなこにまぶしておいしくいただきました。

おもいっきり！

# スべってコロんでっ

## 芸北町・山県郡スキー大会に

### 総勢一九〇人が競う



ませんでした。日中での競技となりま

二月二日(日)、芸北町スキー大会が運動公園と銀嶺スキー場で開かれ、クロスカントリーとアルペンの二部門に、五歳児から大人まで一六五人が参加し

が行われ、ヘルメットにレーシンググスーツの子どもたちが、大人顔負けのスピードで滑り降りてくる姿は、さすがスキーの町「芸北っ子」といったところでした。

### ▼芸北町スキー大会成績(敬称略)

#### 【クロスカントリー部門】

##### ▽小学生三年生以下の部

- 一位 勝田 誠二(芸北)
- 二位 小田 翔太(雄鹿原)
- 三位 城田 祐太(大暮)

##### ▽小学生四年生女子の部

- 一位 河野 祥子(八幡)
- 二位 高木 佳織(八幡)
- 三位 齊藤みずほ(八幡)

##### ▽小学生四年生男子の部

- 一位 藤原章太郎(雄鹿原)
- 二位 仁井山敬俊(芸北)
- 三位 吉村 裕一(美和中央)

##### ▽小学生五年生女子の部

- 一位 掛 志織(溝口)
- 二位 藤堂 和美(美和中央)
- 三位 田村 朋子(八幡)

##### ▽小学生五年生男子の部

- 一位 堀田 隼人(溝口)
- 二位 谷出 康士(雄鹿原)
- 三位 藤本 大樹(溝口)

##### ▽小学生六年生女子の部

- 一位 沖 春奈(八幡)
- 二位 小松 美紀(芸北)
- 三位 今田 活子(雄鹿原)

##### ▽小学生六年生男子の部

- 一位 齊藤 寛典(芸北)
- 二位 中東勇太郎(雄鹿原)
- 三位 勝田 優一(芸北)

##### ▽中学一年生男子の部

- 一位 河野 政聖(芸北中)
- 二位 田村 直哉(芸北中)

##### ▽中学二年生男子の部

- 三位 鏝津 寿和(芸北中)
- 一位 田村 陽介(芸北中)
- 二位 田中 豊(芸北中)

##### ▽一般女子の部

- 一位 佐々見博子(荒神)
- ▽一般男子の部
- 一位 河野 正宏(細見)
- 二位 武藤 浩二(西八幡)
- 三位 長谷川博英(西八幡)

#### 【アルペン部門】

##### ▽幼稚園児以下の部

- 一位 新苗勲二郎(八幡)
- 二位 上本 友洋(大暮)
- 三位 平重 和希(芸北)

##### ▽小学生低学年女子の部

- 一位 仁井山恵梨(芸北)
- 二位 高木 茜(八幡)
- 三位 城田 麻美(大暮)

##### ▽小学生低学年男子の部

- 一位 俵屋 浩平(雄鹿原)
- 二位 新苗 祐樹(八幡)
- 三位 原田 忠士(八幡)

##### ▽小学生中学年女子の部

- 一位 齊藤みずほ(八幡)
- 二位 仁井山奈菜(芸北)
- 三位 河野 祥子(八幡)

##### ▽小学生中学年男子の部

- 一位 櫻井 翔(八幡)
- 二位 間処 克也(八幡)

(次頁へつづく)



(前頁からつづく)

三位 杉原 幸大(八幡)

▽小学生高学年女子の部

一位 藤原 彩乃(雄鹿原)

二位 中祖 知代(雄鹿原)

三位 松本 優(八幡)

▽小学生高学年男子の部

一位 藤原 竜也(八幡)

二位 上新 真五(雄鹿原)

三位 池田 泰裕(雲月)

▽中学生女子の部

一位 杉本 夕子(芸北中)

二位 岩田 美保(芸北中)

三位 下手 栄子(芸北中)

▽中学生男子の部

一位 上新 祥平(芸北中)

二位 大江 武司(芸北中)

三位 杉原 淑希(芸北中)

▽高校生男子の部

一位 河崎 健(加計芸北)

二位 小川 繁秋(加計芸北)

▽一般女子一部

一位 有田千恵美(東八幡)

二位 佐々見博子(荒神)

三位 中谷 朱美(中祖)

▽一般男子一部

一位 水野 元(中祖)

二位 山脇 和雄(東八幡)

三位 沖中 満春(雲耕)

▽一般女子二部

一位 齊藤 直子(中祖)

▽一般男子二部

一位 小田 昇二(荒神)

二位 藤原 環(荒神)

三位 河野 浩幸(東八幡)

▽一般男子三部

一位 齊藤 辰秋(西八幡)

二位 田村 千行(西八幡)

三位 小笠原 登(細見)

### ▼山県郡スキー大会成績(敬称略)

▽アルペン競技

▽一般女子一部

一位 有田千恵美

二位 福原 慶子(豊平)

三位 佐々見博子

▽一般男子一部

一位 水野 元

二位 山脇 和雄

三位 齊藤 栄一(豊平)

▽一般女子二部

一位 野村 春美(戸河内)

二位 齊藤 直子

▽一般男子二部

一位 西村 豊(豊平)

二位 小田 昇二

三位 二見 重幸(戸河内)

▽一般男子三部

一位 齊藤 辰秋

二位 田村 千行

三位 野村 正和(戸河内)

▽最優秀選手

女子の部 有田千恵美

男子の部 西村 豊

# なくそう農地の無断転用

## 芸北町農業委員会

農地は昔から多くの人々が苦  
労して築き上げてきた地域の貴  
重な資源です。  
無断転用は周りの人々に大き  
な迷惑をかけます。

農地を転用するときは、農業  
委員会を通じて秩序ある転用を  
しましょう。  
農地を守るのはあなたです。



### 農地転用とは、

農地を住宅などの建物の敷地  
・ 駐車場・道路・山林など農地  
以外の用途に転換することです。  
一時的な資材置場・作業員宿  
舎・砂利採取場などにする場合  
も農地転用になります。

### 転用許可の必要な農地とは

水田・畑・樹園地などの農地  
の外、採草放牧地も含まれます。  
採草放牧地の所有者、利用者  
が自らその採草放牧地を転用す  
る場合は許可はいりません。  
農地であるかどうかは現況に  
よって判断されますので、土地  
登記簿上の地目と一致しないこ  
とがありますので注意してくだ  
さい。

### 転用には2種類あります

- ①農地の所有者、耕作者が自ら  
その農地を転用するとき（農  
地法第4条）
- ②農地の使用収益権を持たない  
人が農地の所有者、耕作者か  
ら農地を買い受け、借り受け  
または使用収益権の移転を受  
けて転用するとき（同第5条）

### 2㍓までは県知事が許可

同一の事業でも転用する面積  
によって許可権者が異なります。

### ●2㍓以下のとき

農業委員会に許可申請を提出

して、県知事の許可を受けます。

### ●2㍓以上のとき

県知事に許可申請を提出して  
農林大臣の許可を受けます。

### 無断転用には厳しい措置が

無断転用者には、県知事が工  
事などを中止させ、元の農地に  
復元させることがあります。こ  
れに従わないときは、最高3年  
以下の懲役または100万円以  
下の罰金に処ざられます。

### 農業振興地域の除外

転用しようとする農地が「農  
業振興地域の農用地区域」にな  
っているときは、この区域から  
除外されない限り転用の申請は  
できません。この区域は農業を  
振興する区域ですから、建物な  
どへの転用が制限されるわけ  
です。

農業振興地域についてのお問  
い合わせは地域整備課へどうぞ。

●詳しくは農業委員(担当地区)  
までお尋ねください。

## 農地の貸借契約期間が終了したら 早めに「更新契約」の手続きを

地域整備課  
農業委員会

### やめようヤミ小作!!

農地の貸借は、貸手と借手の  
権利義務関係を円滑に行うため  
法的制度（「農用地利用集積計  
画」―地域整備課、「農地法第  
3条許可申請」―農業委員会）  
で契約の手続きをすることにな  
っています。  
今春、農用地利用集積計画に  
よる貸借契約期間が終了する方  
で、また更新手続きをされてい  
ない方。また新たに農地の貸借  
をされる方は、早めに契約手続  
きをしてください。  
手続きは、お近くの農地流動  
化推進委員、または農業委員に  
お申込みください。

# 私たちの町民憲章ができました

平成9年2月14日に開かれた、第15回芸北町議会臨時会に提出された議案、「芸北町民憲章の制定について」が可決され、右記のとおり芸北町民憲章が同日制定されました。

これは、芸北町が発足して40年の節目の年に当たり、町民としての自覚や連帯意識を高め、町づくりの道しるべとなるもので、「町づくりはひとづくり」を基本理念として策定されました。

憲章文は、町民憲章起草委員会が設けられ、第3次長期総合計画の策定に当たり、町民の皆さんの意識調査の際にお寄せ頂いた町づくりに対するご意見、ご要望などを尊重し、論議され作成されており、人権・自然・教育文化・産業・福祉の五つの項目からなっています。

芸北町民憲章の基本的な考え方はつぎのとおりです。

## 【人 権】

日本国憲法の基本理念である人権尊重は、人類普遍の原理である。この原理は、いかに時代が変わろうとも（流行）、時代を超えて変わらない基本であり価値のあるもの（不易）である。

これを町民の共通指針として、「ひと」を大切にし住みよい町をつくりたい。

## 【自 然】

緑につつまれた豊かな自然は、芸北町の個性であり、町民の誇りである。この自然は、あらゆるものの生命の源であり、私達はこのふとこにいだかれている。この厳しくやさしい自然に畏敬の念を抱きつつ、今日の生活との調和をはかりながら生き、このふとこに深い自然を後世に伝え残したい。

## 【教育文化】

文化とは、理想を実現していくために努力しながら人間が生きだ証である。よりよく生きようとする人間の後ろには、必ず香り高い文化の足跡が記される。

## 芸北町民憲章

私たちは

- 1 「ひと」を大切に、キラキラ輝くまちをつくりたい。
- 1 豊かな森と源流にいだかれて、自然と共に生きるまちをつくりたい。
- 1 ゆとりをもって学び合い、文化の香り高いまちをつくりたい。
- 1 にぎわいと、豊かさを高める芸北らしい夢産地をつくりたい。
- 1 温かい心で助け合い、健康で明るいまちをつくりたい。

1997年(平成9年)2月14日制定

そのために、私たちは、家庭・学校・地域社会において学び続け、文化の創造と自己実現をはかりたい。

## 【産 業】

産業は豊かな町民生活を実現する基盤である。自信をもって誇れる、ここしかない、これしかない、今しかない宝探しをして、芸北らしい産業を興し、みんなが明日への希望と活気に満ちて働く社会をつくりたい。

## 【福 祉】

一人はみんなのために、みんなは一人のために、力を尽くして助け合う。このことは、社会を生きる基本である。

相互扶助の温かい心で支え合い、この世に生を受けて良かったといえる充実した福祉のまちをつくりたい。

## 農業委員・農地流動化推進委員担当地区

(敬称略)

	地 区	農業委員氏名	農地流動化推進委員 (農業委員は兼務しています)
八幡	八幡 1区～5区	政 木 和 伸	田 枝 浩 昭      柳 崎 弘 隆
	八幡 6区～10区	堀 田 博 和	入 沢 三 敏      前    健 生
雄 鹿 原	雲耕      亀山      大元	市 原 政 則	今 田 平 吾      俵 屋 正 美 吉 川 陽 典      沖    一 志
	政所      中祖      空城	上 新    進	
	荒神原    吉見坂    橋山	小 田 一 雄	
中 野	板村      川小田	前 山 和 彦	安 達 純 二 佐々木 一 人 斉 藤 義 信 楨 原 良 作 沖 田 昌 彦
	細見	村 竹 敏 隆	
	才乙	市 川 由 和	
	南門原    大利原    奥中原	倉 橋    真	
	苧屋形    草安	岡 本 博 行	
	奥原      土橋	小 川 和 夫	
美 和	大暮	吉 村 三 市	村 竹 久 司
	米沢      小原	松 田 善 喜	
	溝口 1区・2区	岡 田 俊 幸	
	溝口 3区・4区	鉞 口 敏 量	
	移原      高野      大谷	山 根 清 吾	

# 「いのち」のシリーズ

## 資本主義と部落差別

### 部落差別の社会的存在意識

芸北町教育委員会

No. 10



前号でも触れたように、日本は明治維新以降、「富国強兵」政策のもと、いつきに資本主義国家の仲間入りをします。日本の工業は、最初は繊維工業が、やがて戦争が拡大するにつれて重工業が発達していきます。

その当時の主な輸出品は、生糸・綿糸・マッチ・石炭などでした。これらの製品は、外国よりも安い値段で生産することができたので、外国と対等に競争することができたのです。

なぜ工業の歴史の浅い日本が外国と対等に競争できたかという、それは労働者の賃金を極端に低く抑えることができたからです。

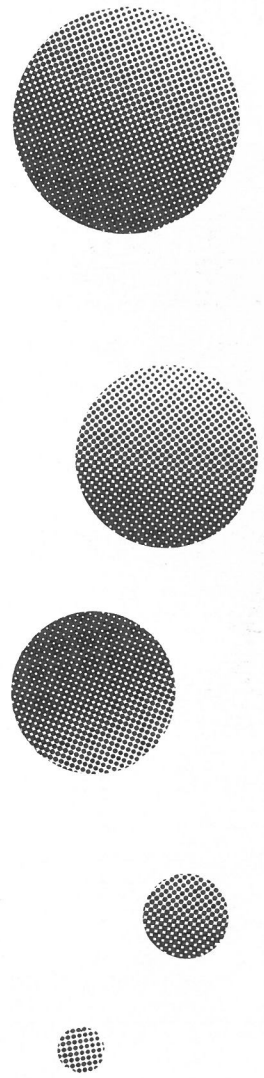
今月は、いったいどのようにして労働者の賃金を低く抑えることができたのか、その時に差別部落がどのように利用されたのかを考えてみましょう。



製糸工場働く女工たち (新日本映画(株)「ああ野麦峠」)  
安全・健康も配慮せずに酷使された女工の多くが病気で倒れました。

も十六時間も働かされ、食事も休憩も満足に取れないような状況でした。その当時の彼女たちの悲惨な労働状況は、細井和喜蔵の「女工衷史」や山本茂美の「ああ野麦峠」などに描かれましたが、そこに描かれた悲劇は決して誇張ではありません。

しかし、こうした女工の中に部落の女性ほとんどいませんでした。寮や工場で集団生活す



るので、一緒に働くことを拒否されたのです。そして部落の女性は、もっと低賃金で、もっと危険度の高いマッチ工場・ガラス工場・ゴム工場などの仕事につかざるをえなかったのです。

例えば、マッチ工場は健康に害のある薬品を使う上に、常に爆発、火災の恐れのある危険極まりない仕事でした。

このようにして、女工はどんなにしんどい労働条件でも「自分たちは部落ではない」あるいは「部落よりはましだ」という差別意識を植えつけられ、それをうまく利用されて奴隷のような労働に従事させられたのです。

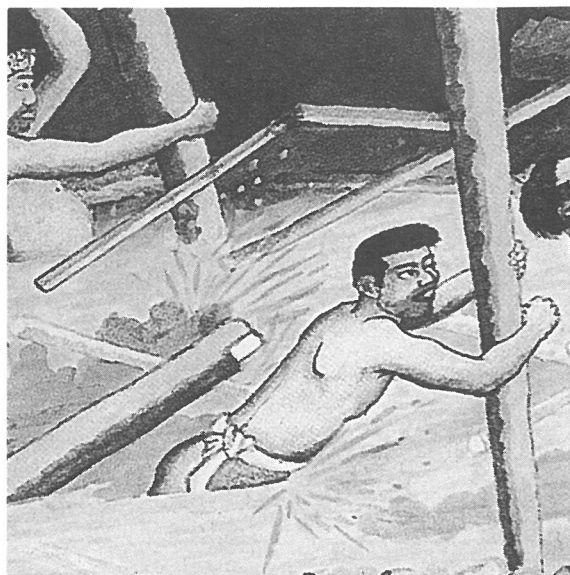
石炭は、火力発電で電力を起こし、蒸気機関車や船や軍艦を走らせ、溶鉱炉で鉄を作りだすなど、近代産業のエネルギー源であり、重工業を發展させた最大の資源でした。三井・三菱・麻生などの大資本は、北海道や北九州の炭田地帯に次々と炭鉱会社

を作りました。

当時の石炭労働というのは、たいへんに過酷な労働でした。危険な地底で、空気が少なく気温も高い炎熱下での労働でした。逃げ出したり、休憩したりしようものなら、見張り番から見せしめのために殴る、蹴るのリンチを加えられました。

それでもカンテラを腰に下げ、つるはし一本で石炭を掘る仕事は炭鉱労働の花形でした。しかし、部落の人々は「部落の人間がつるはしを持つと山がけがれる」とか「事故が起こる」とか言われて嫌われ、ほとんどは炭鉱夫にはなれなかったのです。

そのために部落の人々は、もっとも危険な場所での命がけの仕事や、労働条件の悪い選炭や運搬の仕事させられたのです。住む場所もわざわざ坑道の入り口近くの「納屋」と呼ばれる非常に粗末な飯場に収容し、一般坑夫から常に差別させるようにしくんだのです。



地底の闇の中で  
 (山本作兵衛画、田川市立石炭資料館蔵)  
 落盤・ガス爆発・湧水など危険が一杯でした。

こうして一般の坑夫に「どんなに厳しくても部落よりはましだ」と思わせ、厳しい労働条件を我慢させるのに利用したのです。

このようにうまく差別を利用しながら、一般労働者が不満を抱かぬように資本家たちは仕組んだのです。差別を利用することによって、一般労働者の不満をそらせない賃金におしとどめ、利潤を獲得し大もうけすることができたのです。これが今日における「部落差別の社会的存在

意義」と呼ばれるものです。

なお、築豊炭田では石炭産業の発展とともに、坑道近くの場所にもその後も全国各地から部落出身者以外の労働者や家族が住み着くようになり、そこは全て被差別部落とみなされるようになりました。このようにして、江戸時代の身分制度とはまったく関係なく明治以降新しく部落がつくられていったのです。

明治以降つくられた部落というのは九州だけではなく、広島県の呉市でも海軍都市として

て発展していくなかで、行政によって、社会意識としていやらめられている仕事に従事する人達をわざわざ谷間に集中させ、そこが一般住民から差別を受けられるようにしむけ、後に被差別部落とみなされるようになりました。このように明治以降つくられた部落というのは全国各地にたくさんあります。

私たちは、とかく被差別部落とは江戸時代の封建身分制度の名残と考えがちですが、このように資本主義の発展の陰で、明治以後新たにつくられた部落もたくさんあるという事実は、部落差別というものが現在の日本の社会のしくみに深いかかわりを持っているということを示しています。

「いのち」のシリーズについてのご意見、ご感想、ご質問をお寄せください、  
 あて先は、芸北町役場総務課「広報がいほく」まで。  
 電話番号は  
 5-0111です。



ぐるっとやまがた  
 大朝町編

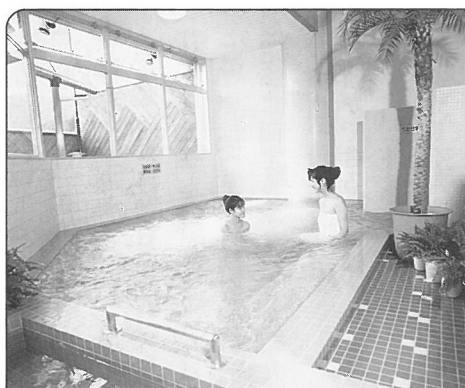
浜田自動車道の大朝ICから主要地方道浜田八重可部線、主要地方道芸北大朝線、県道志路原大朝線と、案内板に従って車で走ること約十分「田原温泉5000年風呂」に到着します。



田原温泉  
 5000年風呂

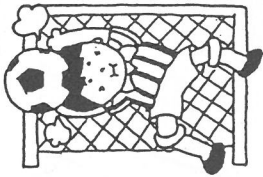
この温泉は、平成五年十月に大朝温泉の湯元にオープン。小学校の廃校を活用した温泉で、露天風呂、薬湯、流水浴など十種類の温泉が楽しめます。お泊りは勿論、日帰りでの利用もでき、多くの人が訪れています。

名物料理は、焼き肉とすき焼きが同時に味わえると言う「ファールカ鍋」。一度試されてみては……。  
 今度のオフに、気の合った仲間同士やご家族連れでどうぞお越しください。  
 きつと教室の面影を残す建物が、なつかしさを感じさせてくれるはず……。



小さな掛金, 大きな補償

スポーツ安全保険に加入を



スポーツ・文化・奉仕・指導活動などを行うグループの皆さんや指導者の方々が、安心して活動ができるようにつくられた「スポーツ安全保険」は、営利を目的としない互助共済的な補償制度です。

【加入資格】5人以上のアマチュアグループ

【対象となる事故】グループ活動中またはそのための経路往復中の事故

【保険期間】平成9年4月1日～平成10年3月31日

【受付期間】平成9年3月から随時受け付け

【申込・問い合わせ先】

スポーツ安全協会 広島県支部  
TEL082-223-7865

区 分	1 種 A	1 種 B	1 種 C
対 象 団 体	○スポーツ少年団 など中学生以下の グループ  ○成人の文化活 動、奉仕活動	○老人クラブなど 高齢者のグループ (おおむね60才以 上の人で構成され ているスポーツ団 体)	○ママさんバレー など地域スポーツ のグループ ○高校、大学、会 社などのスポーツ 同好会
掛 金	1人年額 400円	1人年額 600円	1人年額 1,300円
傷 害 保 険	死 亡 後 害	死 亡 後 害	死 亡 後 害
	入 院	入 院	入 院
賠 償 責 任 保 険	補償限度額 (いずれも自己負担 1,000円)		
	○対人賠償 1人…1億円 1事故…5億円 ○対物賠償 1事故…500万円		
共 済 見 舞 金	突然死及び日射病、熱射病による死亡………140万円		

新しくなりました芸北郵便局



芸北郵便局(齊藤達三局長外職員9人)が、国道の改良工事  
で移転となり、新しく建て替え  
られて12月にオープンしまし  
た。  
芸北郵便局は、大正6年に奥  
中原郵便局として始まり、新築  
移転などを繰り返して、今回が5  
代目の局舎となります。  
新局舎は鉄骨造1階建、床面  
積340・34㎡。デザインは  
採光を重点に考え、窓を大きく  
天井を高くしました。明るく近  
代的でさわやかな建物となりま  
した。

芸北町議会議員一般選挙

4月1日告示、4月6日投票です!

任期満了に伴う芸北町議会議員一般選挙は、一月七日に開かれた選挙管理委員会で、告示日を四月一日、投票日を四月六日に決定されました。

ここでは、芸北町議会議員一般選挙に関する主な内容を紹介します。

投票ができる人とは

(選挙資格の有無)  
投票できる人は、次の要件を満たしていないければなりません。

- ①年齢/昭和五十二年四月七日までに生まれた人。
- ②住所/平成八年十二月三十一日までに芸北町の住民基本台帳に登録されて、引き続き芸北町に居住している人。

③選挙欠格者でないこと/禁治産者や禁固刑以上の刑に処せられている人でないこと。

投票の方法

候補者の氏名を一人記載して投票します。(記名式投票)

不在者投票

投票日当日、次の事由で投票できない人は、不在者投票をすることが出来ます。

- ①自分の投票区以外で職務または従事中の場合
- ②やむを得ない用務または事

故のため、他の市町村に旅行中または滞在中である場合  
③お産や手術などの予定で、入院する場合  
不在者投票のできる期間は、四月一日から四月五日まで、土曜日・日曜日・祝祭日を問わず午前八時三十分から午後五時までの間、役場で受け付けます。該当する方は、印鑑と投票所入場券を持って役場内選挙管理委員会事務局までおいでください。

投票所入場券は、四月一日ごろ郵送する予定です。

立候補予定者説明会

四月六日執行予定の芸北町議会議員一般選挙に立候補を予定されている方などを対象に、届出手続き等に関する説明会を次のとおり行います。

日時

平成九年三月五日(水)  
午前九時三十分から

場所

芸北町役場大会議室



**3月31日までに手続きを！  
軽自動車等の廃車・変更**

軽自動車税は、毎年四月一日現在の原動機付自転車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・軽四輪自動車に課税されます。車を他人に譲ったり廃車にしても、名義変更や廃車手続きをしていないと、引き続き税金がかかってしまいます。四月一日直前になって慌てることのないように早めに手続きをしてください。

■お問い合わせ先

総務課税務係 ☎五〇一一一  
※軽四輪自動車の手続きについてはテレホンサービスをご利用ください。

軽自動車検査協会

☎〇八二一八四五―三二二三

**固定資産課税台帳の  
縦覧期間を変更します**

平成九年度課税に係る固定資産課税台帳の縦覧期間を、地方税法第四一五条第一項ただし書の規定により、次のとおりとします。

●期間

平成九年四月一日（火）～  
平成九年四月二十一日（月）

●場所

役場総務課税務係

**国民年金**

年金を受けている方が  
死亡したときは速やかに  
届出しましょう



年金を受けている方が亡くなられたとき、遺族の方は「年金受給権者死亡届」を提出しなければなりません。この届け出が遅くなったり、届け出なかった場合には、本人の死亡後も支払いが続き、年金が払い過ぎになってしまいます。

払い過ぎた年金は遺族の方に返していただくことになり、金額によっては大変な負担となる場合もあります。このような事がないように、死亡届は速やかに提出するようにしましょう。

■お問い合わせ先  
住民福祉課 ☎五〇一一一

**被害者相談所を開設します**

加計警察署では、被害者対策の一環として相談室を開いていきます。

事件・事故の被害などで困りの方、相談したいことのある方は、いつでもお気軽にご利用してください。

■お問い合わせ先

加計警察署  
☎〇八二六二―二一〇一一〇

▼一日困りごと相談所▲  
日時・三月十一日（火）  
場所・中野駐在所  
☎五一一〇二七七

事件・事故の被害など困りごとのある方はお気軽にお立ち寄りください。

**暮らしのワポイント**

サインひとつで手軽に買える物ができるクレジットカード。でも、手軽なだけに使い方に注意も必要。万一、紛失や盗難という事態に陥ったら、第三者に不正使用されないよう、直ちにカード会社と警察に連絡を入れ、無効の手続きをとりましょう。届け出前にも、盗難保険に入っていない場合は損害額が戻ってきません。カード会社の紛失・盗難係の電話番号は必ず控えておきましょう。

**クレジットカードの利用**

特に海外旅行へ出掛けるときは、旅行先のサービスセンターの電話番号も忘れずに。

簡単に不正使用されないためにも、暗証番号をひとひねりしておきましょう。誕生日や電話番号などは、免許証と一緒に落としたときに被害に遭いやすいので、避けた方が賢明です。うっかりしがちなのが、引越後の住所変更届。住所が変わったら、銀行だけでなくカード会社にも届け出が必要です。届け出を忘れると、カードが使

**「借金」であることを忘れずに**

えなくなったり、新しいカードが前の住所に送られて事故につながる可能性もあるので、注意してください。クレジットカードは銀行や百貨店など実に多くの会社が発行しています。簡単に作れるからと、勧められるまま二枚、三枚と複数のカードを持つ人がいますが、それだけ年会費がかさんで不経済な上、いざという時、紛失や盗難に気づくのが遅れるというデメリットもあります。カードはあまり多く持たず、目的に合わせたメインカードに絞るようにしましょう。

最近収入に見合わない買い物続ける「クレジット・ホリック（中毒）」に陥る人もいます。呼び名はクレジットでも、それが自分の「借金」であることを忘れないようにしてください。



